

# 令和3年度監査結果について

## I 実地監査結果

## II 書類監査結果

(参考)令和4年度監査計画

令和4年6月15日



監 査 部

# I 実地監査結果について

## 1. 概要

- 令和3年度の実地監査は、2回の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響があり、86会員（前年度53会員：内訳：一般監査80会員、特別監査6会員）に実施しました。  
業態別では消費者向けが53会員（構成比61.6%）、事業者向けが33会員（同38.4%）でした。
- 監査の結果、指摘があった会員は21会員（前年度19会員）で、その割合は24.4%（同35.8%）でした。  
指摘件数の合計は36件（同34件）で、実施した1会員当たりの指摘件数は0.4件（同0.6件）、指摘があった1会員あたりの指摘件数は1.7件（同1.8件）でした。
- 指摘事項は、「契約締結前・契約締結時書面関係（貸金業法第16条の2及び第17条）」及び「利息、保証料に係る制限等（同12条の8）」が多く、指導事項では、「ホームページの記載事項」、「マネロン・テロ資金供与対策」、「反社会的勢力に対する態勢整備」および「社内規則の策定」に関するものが多く見受けられました。

## 2. 監査結果

### (1) 実施会員数等

実施会員数 (A)	86 会員	指摘有会員の発生率 (B/A)	24.4%
指摘有の会員数 (B)	21 会員		

### (2) 指摘件数等

区分	指摘項目	指摘事項	法令等	改善事項	指導事項	
			違反事項			
一般監査	貸金業法	34 件	7 件	27 件		
	自主規制関連	2 件	0 件	2 件		
	その他法令	0 件	0 件	0 件		
80会員	小計	指摘件数	36 件	7 件	29 件	240 件
特別監査	貸金業法	0 件	0 件	0 件		
	自主規制関連	0 件	0 件	0 件		
	その他法令	0 件	0 件	0 件		
6会員	小計	指摘件数	0 件	0 件	0 件	11 件
合計		指摘件数 (C)	36 件	7 件	29 件	251 件
指摘有の会員数 * (D)			21 会員	6 会員	20 会員	78 会員
実施した1会員当たりの指摘件数 (C/A)			0.4 件	0.1 件	0.3 件	2.9 件
指摘有の1会員当たりの指摘件数 (C/D)			1.7 件	1.2 件	1.5 件	3.2 件

\*「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した会員が5会員あるため、合計数は一致しない。

- 「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。
- 「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。
- 「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

《 参 考 》実地監査結果推移

実施年度（和暦）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
実施会員数 (A)	102	105	123	119	131	119	101	101	53	86
監査結果 (1)	指摘有会員数（会員） (B)	39	43	48	53	72	36	33	26	21
	指摘有会員の割合 (B/A)	38.2%	41.0%	39.0%	44.5%	55.0%	30.3%	32.7%	25.7%	24.4%
監査結果 (2)	指摘件数（件） (C)	103	85	88	117	140	64	58	56	36
	実施した1会員あたり指摘件数（件） (C/A)	1.0	0.8	0.7	1.0	1.1	0.5	0.6	0.6	0.4
	指摘有1会員あたりの指摘件数（件） (C/B)	2.6	2.0	1.8	2.2	1.9	1.8	1.8	2.2	1.8

(3) 指摘事項の内容（法令等違反事項 及び 改善事項） 《3か年比較》

法令等	概要	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
		法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項
貸金8条	変更の届出	—	—	1	1	—	—
貸金12条の4	証明書の携帯等	—	—	—	—	—	1
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	2	4	2	5	—	2
貸金13条	返済能力の調査	1	2	1	1	4	—
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	—	1	—	1	2	—
貸金16条	誇大広告の禁止等	—	—	—	—	—	—
貸金16条の2	契約締結前書面の交付	2	8	2	3	6	8
貸金17条	契約締結時書面の交付	2	8	2	10	3	16
貸金18条	受取証書の交付	—	1	—	1	—	3
貸金19条	帳簿の備付け	—	2	—	—	—	2
貸金20条	特定公正証書に係る制限	—	—	—	1	—	—
貸金21条	取立て行為の規制	—	1	—	2	—	3
貸金22条	債権証書の返還	—	—	—	—	—	1
貸金23条	標識の掲示	—	—	—	—	—	1
貸金24条	債権譲渡等の規制	—	—	—	—	—	—
貸金24条の6の2	開始等の届出	—	—	—	—	—	—
貸金41条の35	個人信用情報の提供	—	—	—	—	—	—
貸金41条の36	指定信用情報機関への個人信用情報の提供等に係る同意の取得等	—	—	—	—	1	—
<b>貸 金 業 法 計 (A)</b>		<b>7</b>	<b>27</b>	<b>8</b>	<b>25</b>	<b>16</b>	<b>37</b>
自主11条	社内態勢整備	—	—	—	—	1	—
自主31条	法人であることの確認	—	—	—	—	—	—
自主32条	返済能力の確認	—	2	—	—	—	1
<b>自 主 規 制 基 本 規 則 計 (B)</b>		<b>—</b>	<b>2</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	—	—	—	1	—	1
<b>そ の 他 法 令 計 (C)</b>		<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1</b>	<b>—</b>	<b>1</b>
<b>総 計 (A+B+C)</b>		<b>7</b>	<b>29</b>	<b>8</b>	<b>26</b>	<b>17</b>	<b>39</b>

貸 金 : 貸金業法

自 主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

#### (4) 指導事項の内容 《3か年比較》

概 要	令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度
1.ホームページの記載事項 ・ 貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示 等) ・ ホームページのアドレスが登録申請の内容と相違している。 ・ 協会番号の表示が協会推奨方式と相違している。 等	49	28	54
2.反社会的勢力に対する態勢 ・ 反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。 ・ 反社情報データベースが構築されていない。 ・ 特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。 等	30	22	43
3.社内規則の策定 ・ 法令改正に伴う社内規則の改訂がされていない。 等	29	22	36
4.届出事項 ・ 立入検査に係る届出書が提出されていない。 等	19	15	19
5.貸付条件表の掲示内容 ・ 貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。 ・ 担保に関し、保証人についての記載がない。 等	4	3	18
6.研修(周知徹底) ・ 実施記録を作成・保存していない。 等	14	15	14
7.取引時確認記録 ・ 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の作成漏れ、記載漏れ。 ・ 法人との取引において、実質的支配者の取引時確認記録を作成していない。 等	6	9	12
8.内部監査 ・ 内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。 等	15	6	11
9.業務検証 ・ 業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。 等	8	6	7
10.個人情報の安全管理措置 ・ 個人情報の取得に際して、書面等による同意を得ていない。 ・ 個人情報の取得の同意書面の同意項目が不足している。 等	2	5	5
11.マネロン・テロ資金供与対策 ・ 特定事業者作成書面等を作成していない。 等	46	19	5
12.個人情報保護宣言の公表 ・ 個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。 等	4	2	3
13.借入れの意思の確認 ・ 借入申込書の記載項目が不足している。 等	2	—	3
14.従業者名簿 ・ 従業者名簿と従業者証明書の番号が相違している。 等	1	2	2
15.指定紛争解決機関の名称の公表 ・ 指定紛争解決機関の名称を公表していない。	7	1	2
16.貸金業者登録票 ・ 登録有効期間の表示に誤りがある。 等	—	1	2
17.加入指定信用情報機関の名称の公表 ・ 加入指定信用情報機関の名称を公表していない。	5	1	1
18.従業者証明書	—	—	1
19.その他 ・ 交渉経過の記録に軽微な不備がある。 ・ 催告書面に軽微な不備がある。 ・ 代理店管理に不備がある。 等	10	3	19
総 計	251	160	257

### 3. 管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

#### (1)法令等遵守態勢

- ・当会員は協会の新着情報配信サービスの情報を随時確認しており、社内規則等についてタイムリーに改定を行うなど態勢整備に努めている。

(消費者向け無担保貸金業者 貸金業務従事者5名未満)

#### (2)業務検証

- ・当会員は社内態勢整備に関するモニタリングシートを作成のうえ、半期に一回全部署の業務実施状況を点検している。点検結果は内部管理部門の責任者が態勢整備状況を検証のうえ経営会議に報告し、適正な業務運営確保に努めている。

(クレジットカード会社 貸金業務従事者50名未満)

#### (3)資金需要者保護

- ・当会員は若年者への契約に当たり名義借りやマルチ商法について独自に作成した注意喚起文書を基に説明し、また利用目的を適正に申告するよう促すなど金融トラブル防止に努めている。

(消費者向け無担保貸金業者 貸金業務従事者5名未満)

#### (4)社員教育等

- ・当会員は少規模事業者であるが、貸金業務取扱主任者が年間研修計画を作成し、毎月1回の頻度で貸付審査業務、個人情報安全管理措置等について業務研修を実施している。更に、業務が適正に行われているか定期的にモニタリングを実施するなど、内部管理態勢の整備に努めている。

(消費者向け無担保貸金業者 貸金業務従事者5名未満)

- ・当会員はコンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、年間を通して各種研修を実施している。具体的には月1回以上勉強会を実施することとしており、犯罪収益移転防止法等の周知や協会の苦情相談実績に基づく事例及び対応策について説明している。

(クレジットカード会社 貸金業務従事者20名未満)

## Ⅱ 書類監査結果について

### 1. 概要

- 令和3年4月1日付で公表した「令和3年度監査計画について」に基づき、令和4年1月17日から定期書類監査を実施しました。
- 令和3年度については、前年度に引き続き令和4年度に貸金業者登録有効期間の満了日を迎える協会員を対象(1会員あたり3年に1回の頻度)に定期書類監査を実施し、併せて、社内規則の点検を追加実施しました。
- また、新たに協会加入した協会員を対象に協会員の業務の適正な運営を確保するため、個別に書類監査を概ね加入6ヵ月経過した協会員に実施しました。

### 2. 監査結果

#### (1) 定期書類監査

##### ①監査対象協会員

協会員区分	発出協会員
会員数	356 協会員

※発出協会員・・・貸金業者登録満了日が令和4年4月1日から翌年3月31日に到来する協会員

##### ②監査報告書・社内規則提出状況

提出状況	会員数	構成比
提出数	349 協会員	98.0 %
(廃業等)	7 協会員	2.0 %
合計	356 協会員	100.0 %

(内訳 廃業5件、病気2件)

※監査通知発送日 令和4年1月17日(提出締切 令和4年2月18日)

##### ③点検結果

#### イ.定期書類監査報告書

評価	会員数	構成比	指摘件数
指摘事項のある協会員	14 協会員	4.0 %	16 件
指摘事項のない協会員	335 協会員	96.0 %	-
合計	349 協会員	100.0 %	-

- 主な指摘事項は、「取引時確認方法」の理解不足、反社会的勢力に関するデータの未整備となります。

#### ロ.社内規則

評価	会員数	割合
不適格	112 協会員	32.1 %
適格	237 協会員	67.9 %
合計	349 協会員	100.0 %

- 指摘事項は、点検対象とした社内規則が最新の関係法令等の改正に未対応、又は対応不十分となります。
- 不適格な社内規則は、当該協会員に架電及び郵送等により改善指導を完了しています。

#### (2) 個別書類監査

	4月発出	7月発出	11月発出	2月発出	計
実施会員数	12 協会員	6 協会員	10 協会員	10 協会員	38 協会員
指摘事項のある協会員	0 協会員	0 協会員	0 協会員	0 協会員	0 協会員
指摘件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

- 新たに協会に加入した38協会員に対し、新規加入業者向けに法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する個別監査報告書を策定し実施しました。
- 指摘事項については、令和3年度実施分についてありませんでした。

(3) 指摘内容

法令等		指摘の概要	令和3年度 指摘件数
			定期書類監査
貸金業法等	貸金8条	貸金業に係る登録事項の変更等	1
	施行令3条の2	貸金業者の最低純資産額	2
	監Ⅱ-2-6(1)②イ	反社会的勢力に関するデータベースの構築	3
	監Ⅱ-2-9	旧氏及び名の使用	1
	金融分野G第18条1項	「個人情報保護宣言」の公表	1
	<b>貸金業法計</b>		
個別			<b>定期書類監査</b>
	個別5. 3条2項(2)号(後注2)	取引時確認等の措置等(対面による被保険者証のマスクング)	3
	個別5. 3条2項(2)号(後注2)	取引時確認等の措置等(非対面による被保険者証のマスクング)	5
	<b>自主規制基本規則(社内規則策定ガイドライン)計</b>		<b>8</b>
<b>計</b>			<b>16</b>

※ 貸金 : 貸金業法  
 施行令 : 貸金業法施行令  
 監 : 貸金業者向けの総合的な監督指針

金融分野G: 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン  
 個別 : 社内規則策定ガイドライン

〈ご参考〉 主な指摘事項にかかる点検内容

点検29	反社会的勢力による被害の防止		
反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していますか。		1.構築している	
		2.認識していない	
点検60	被保険者証の提示による本人確認等の措置(対面)		
被保険者等記号・番号等にマスクングが施されていない写しを受けた場合には保険者等記号・番号等にマスクングを施していますか。		1.マスクングを行っている	
		2.マスクングを行っていない	
点検61	被保険者証の提示による本人確認等の措置(郵送)		
被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスクングを施すよう求めていますか。		1.求めている	
		2.求めない	

### 3.「書類監査に関するアンケート」の結果

書類監査は、協会員自身による内部管理態勢の整備・充実を補強することを主な目的として継続実施していますが、将来の書類監査の方向性を確認させていただくため、アンケートを実施しました。

アンケートについては、書類監査(令和3年度)を受けた355協会員(自主提出含む)からの回答となります。

〈問1〉 書類監査の実施について、回答ください。【いずれか1つに○】 (単位：件)

①現行のままで継続を希望	②時期、頻度等を見直し継続	③中止または廃止を希望	④どちらでもない
252	28	29	39
72.4%	8.0%	8.3%	11.2%

〈問2〉 書類監査の実施時期の希望について、回答ください。【いずれか1つに○】 (単位：件)

①現行の時期(1月～2月)	②実施時期を変更(7月～8月)	③実施時期を変更(10月～11月)	④協会の希望する時期
221	39	24	60
64.2%	11.3%	7.0%	17.4%

〈問3〉 書類監査の実施頻度の希望について、回答ください。【いずれか1つに○】 (単位：件)

①3年毎に1回(現行)	②毎年実施(頻度を増やす)	③協会の希望で実施	④協会の都合で実施でよい
271	10	28	37
78.3%	2.9%	8.1%	10.7%

〈問4〉 書類監査の設問のボリューム(量)について、回答ください。【いずれか1つに○】 (単位：件)

①適切	②(設問数)が多い	③(設問数)が少ない	④どちらでもない
252	57	1	34
73.3%	16.6%	0.3%	9.9%

〈問5〉 書類監査のクオリティ(質)について、回答ください。【いずれか1つに○】 (単位：件)

①満足	②普通	③不満	④どちらでもない
178	127	6	35
51.4%	36.7%	1.7%	10.1%

〈問6〉 書類監査の範囲について、回答ください。【当てはまるもの全てに○】 (単位：件)

①現行の範囲のまま	②社内規則等の点検を追加	③法定書面の点検を追加	④その他
326	16	12	7
90.3%	4.4%	3.3%	1.9%

〈アンケート結果の概要〉

- 〈問1〉 書類監査の継続実施では、「現行のままで継続を希望」が72.4%(前回70.8%)と最も多く、次に「どちらでもない」が11.2%となりましたが、書類監査の継続実施を80.4%(前回77.7%)が希望している結果となった。
- 〈問2〉 書類監査の実施時期では、「現行の時期」が64.2%(前回65.0%)となり、次いで「協会の希望する時期」が17.4%(前回17.5%)となり、協会の事業内容、事業規模等により実施時期を検討する結果となった。
- 〈問3〉 書類監査の実施頻度は、「3年毎に1回(現行)」が78.3%と前回同様に最も多く希望する結果となった。
- 〈問4〉 書類監査の設問数は、「適切」が73.3%(前回72.6%)と最も多く、「多い」が16.6%の結果となった。
- 〈問5〉 書類監査のクオリティ(質)は、「満足」が51.4%(前回55.1%)、「普通」が36.7%(前回38.0%)となり、合わせて88.1%が普通以上という結果となった。
- 〈問6〉 書類監査の範囲は、「現行の範囲のまま(報告書のみ)」が90.3%(前回96.7%)の結果となった。

## 令和4年度監査計画について

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、令和4年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

記

## 《監査方針》

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関するものは「監査ガイドライン」によるものとする。

## 1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

特に成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況については、若年者が過大な債務を負うことがないように金融当局と緊密な連携を図り確認する。

- (1) 法令等遵守状況
- (2) 経営管理機能の発揮状況(第三者への業務委託にかかる業務運営上の措置を含む)
- (3) 成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況
- (4) システムリスク管理態勢の整備状況(情報セキュリティ管理態勢を含む)
- (5) 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況
- (6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

## 2. 監査対象協会員等

## (1) 実地監査

一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況に十分配慮したうえで実施する。

## (2) 書類監査

令和4年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度(令和5年度)に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和4年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

## 【参考】

## ◎令和4年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢(監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む)
3. 反社会的勢力による被害の防止
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出
7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
8. 貸金業務取扱主任者
9. 禁止行為
10. 利息・保証料等にかかる制限等
11. 契約に係る説明態勢
12. 過剰貸付けの防止(個人情報情報の提供等を含む)
13. 広告に関する規制
14. 書面の交付義務
15. 取立行為規制
16. 帳簿の備付け等(証明書の携帯等を含む)
17. 債権譲渡等
18. 営業店登録
19. 過払金支払
20. システムリスク管理態勢
21. 非営利特例対象法人

※下線 … 本年度の監査の重点事項に係る監査項目

《お問合せ先》

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査部

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028